

第 799 回

大野市農業委員会  
議事録

令和6年7月1日

大野市農業委員会

1. 開催日時 令和6年7月1日（月） 午後1時30分から午後4時05分まで  
 2. 開催場所 多田記念大野有終会館(結とぴあ) 3階 301号室・302号室  
 3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	金子 正義	出	17	清水 真寿地	出
2	三嶋 香代子	出	18	源内 康浩	出
3	齊藤 義治	出	19	橋本 恒夫	出
4	南部 茂	出	20	前田 光雄	出
5	松井 俊幸	出	21	山田 一輝	出
6	上田 てるみ	出	22	山田 治和	出
7	山内 慎吾	出	23	旭 政一	出
8	帰山 康幸	出	24	幅岸 勝雄	出
9	土橋 好孝	欠	25	松田 松美	出
10	東 三千雄	出	26	松田 美弥子	出
11	金子 かよ子	出	27	林 小太郎	出
12	宇野 雅彦	出	28	岩本 清	出
13	廣野 隆一	出	29	小豆 清	出
14	巻寄 富美男	出	30	中山 政則	出
15	松村 利雄	出	31	加藤 和徳	出
16	佐々木 賢次	出			

#### 4. 議事参与職員

局長 帰山 康一郎  
 次長 帰山 博子  
 主査 西川 菜央  
 主事 竹村 尚悦

#### 5. 議事日程

第1号 大野市農業委員会会長の互選について  
 第2号 大野市農業委員会会長職務代理の互選について  
 第3号 大野市農地利用最適化推進委員の選任について  
 第4号 大野市農業委員会専門委員会委員の互選について  
 第5号 大野市農業委員会専門委員会の委員長及び副委員長の互選について  
 第6号 大野市農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について  
 協議事項 農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当地域割について  
 農業委員及び農地利用最適化推進委員の市関係組織委員等への推薦について  
 連絡事項 大野市農業委員会について  
 大野市農業委員会親睦会規約及び積立について

局長 　ただ今より、第799回大野市農業委員会総会を開催いたします。改選後、初めての総会となりますので、各委員から自己紹介をお願いしたいと思います。順番に、住所、氏名を述べていただきたいと思います。

（委員自己紹介）

局長 　ありがとうございました。次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

（事務局職員自己紹介）

局長 　本日の総会は、会長が決まるまでの間、仮議長が会議を進行し、会長選出後、会長に議長として会議を進行していただきたいと思います。また、議席番号は地区順・五十音順であらかじめ決めさせていただいております。ネームプレートにある番号が議席番号となります。

　まず、仮議長を選出していただきたいと思います。これまでの慣例によりますと、委員の中で、年長者の委員さんに仮議長をお願いいたしておりますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

局長 　それでは、齊藤義治委員に、仮議長をお願いしたいと思いますので、仮議長席をお願いいたします。

仮議長 　（仮議長挨拶）

それでは、本日の出席状況について、事務局より報告をお願いいたします。

局長 　本日は土橋委員より欠席の報告を受けています。委員10名中、出席9名、欠席者1名であります。よって、大野市農業委員会総会規則第6条の規定により、本会議が成立したことをご報告いたします。

仮議長 　ただいま事務局から報告がありましており、本日の第799回大野市農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。続きまして、本総会の議事録署名人ですが、総会規則第13条の規定では、議事録の作成が義務付けられており、また、議事録には出席委員2名以上による署名が必要とされております。本総会における議事録署名人を2名とし、会長決定後、会長の方から指名していただくこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

仮議長 　それでは、そのようにさせていただきます。

　では早速、お手元の総会次第にそって、議事に入りたいと思います。議案第1号大野市農業委員会会長の互選についてを上程いたします。農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長は委員による互選となっております。参考までに、前回の互選の方法について、事務局より説明をお願いします。

局長 　互選の方法ですが、直近5回は「推薦による選任」で行われました。「推薦による方法」は、会長に適当な方を推薦して頂き、委員皆様の了承をもって会長に選任しております。

仮議長 ただいま、事務局から説明のありました方法がありますが、いかがいたしましょうか。前回と同様、推薦による方法でどなたか推薦される委員はおられますか。

委員 私は農業委員、最適化推進委員の経験がある南部茂さんを推薦したいと思います。

仮議長 皆さん、いかがでしょうか。

(異議なし)

仮議長 それでは、南部委員に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(7名挙手)

仮議長 賛成多数でございますので、会長は南部委員と決定しました。  
それでは、無事、会長が決定いたしましたので、会長からあいさつをお願いいたします。  
ここで、私は退任させていただきたいと思います。ありがとうございました。

会長 (会長挨拶)

それでは、総会規則第4条により会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくをお願いいたします。それでは、議事にはいらさせていただきます。  
まず、本総会の議事録署名員2名であります。議席順に指名させていただくこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議席番号1番 金子 正義委員、2番 三嶋 香代子委員、以上2名を指名させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第2号大野市農業委員会会長職務代理者の互選についてを上程いたします。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けたときは、会長職務代理者を置けることになっております。また、会長職務代理者は総会規則第16条第2項の規定により、あらかじめ委員において互選しておくことができます。互選の方法ですが、事務局、何かありますか。

局長 会長職と同じく、「推薦による選任」を行っています。

議長 皆さん、いかがでしょうか。  
私からですが、金子委員を推薦したいと思います。どうでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、金子委員に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(7名挙手)

議長 賛成多数でございますので、職務代理者は金子委員と決定しました。  
金子職務代理者は、議長席の横に移動をお願いします。金子職務代理者よりあいさつをお願いします。

職務代理

(職務代理挨拶)

議長

それでは、議案第3号大野市農地利用最適化推進委員の選任についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

平成28年4月1日に農業委員会法が改正され、例外はありますが、区域ごとに「農地利用最適化推進委員」を委嘱することが、義務付けられました。

大野市では農業委員、農地利用最適化推進委員の定数や役割について、制度改正時や3年ごとの改選前に議論され、その結果、定数は、農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は21名を委嘱することになりました。

協議の中で、農業委員と農地利用最適化推進委員が同じ業務を行うことが最も良いとの結果になり、報酬の額も同じに設定しています。

7月11日に農業委員会制度についての研修がありますので、業務の内容については省略いたします。農地利用最適化推進委員につきましても、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱することになっています。農業委員と同時に募集をしており、各地区区長会やJA女性部から推薦いただいた方を4月25日の評価委員会を経て選定しています。候補者の一覧については資料1のとおりでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

今ほど事務局から説明がありましたとおり、候補者は資料の21名です。ご意見はございますでしょうか。

それでは採決いたします。議案第3号大野市農地利用最適化推進委員の選任について賛成の方の挙手をお願いします。

(8名挙手)

賛成多数でございますので、可決決定いたします。

会議の途中ですが、この後の議案については農地利用最適化推進委員も交えて審議したいと思います。午後2時30分より会場を隣の302号室へ移して再開したいと思います。

(第一部終了)

局長

皆様ご苦労様でございます。

本日は、午後1時30分から農業委員のみで一部審議を行っており、その状況について説明いたします。議案第1号としまして、大野市農業委員会会長を互選し、南部茂委員が会長に選ばれました。議案第2号としまして、会長職務代理者の互選を行い、金子正義委員が選出されました。議案第3号としまして、農地利用最適化推進委員の選任が行われ、21名の委員が選任されました。

それでは、引き続き、総会に入らせていただきたいと思います。まず、会長にご挨拶を頂きます。

会長

(会長挨拶)

局長

本来ですと、委嘱状は交付式で一人ずつお渡しするところですが、時間の都合上、机の上に置かせていただきました。農業委員、最適化推進委員が揃う最初の総会となりますので、各委員から自己紹介をお願いしたいと思います。氏名、地区名をお願いします。

(委員自己紹介)

局長 ありがとうございます。次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員自己紹介)

局長 ここで、資料の確認と簡単に農業委員会及び総会の説明をさせていただきます

事務局 では資料ですけれども、事前に送付しております横長の議案書ホチキス止めのもの、総会資料縦長のものをご用意ください。それと今日机の上に置かせていただいておりますけれども、委員名簿右側上の方に資料2と書いた用紙、それと資料4と連絡先などを記入していただく用紙も机の上に置かせていただいております。連絡先を記入いただく用紙につきましてはできればお帰りまでに事務局の方に提出いただきたいと思います。それと7月11日にあります研修会のご案内も机の上に置かせていただいております。あとはファイルになりますけれども資料など挟んであるものを机の上に置かせていただいておりますが、それについては後程説明させていただきたいと思います。農業委員会についてですけれども、平成28年に農業委員会法が改正されて担い手への農地の集積や集約化、遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進などが農業委員会の必須の業務となりました。委員につきましては、以前は選挙で選出されていましたが平成30年からは公募制となっております。現在の現場での活動が増えるという事もありましてその体制強化としまして例外はございますが、農地利用最適化推進委員を委嘱することが義務付けられております。農業委員農地利用最適化推進委員の定数につきましては制度の改正時や3年毎の改選の時に検討されて、その結果大野市では農業委員を10名農地利用最適化推進委員を21名としております。役割につきましては農業委員と農地利用最適化推進委員が同じ業務を行う事がもっともよいらろうという事になりまして、現在までそのようにさせていただいております。報酬の額も同額となっております。7月11日に農業委員会制度についての研修会がありますので業務の内容につきましては今日は省略させていただきます。次に総会についてですけれども、大野市農業委員会総会は会長が招集しまして委員の過半数の出席によって成立いたします。農地の売買や農地転用などにつきましては、総会での審議が必要で毎月10日が申請書の締め切りとなります。その後現地確認等を実施しまして議案資料を事務局の方で作成し、だいたい毎月20日ごろに委員の皆様の手元に資料などが届くこととなります。総会など会議で発言される際は挙手をしていただければマイクをお持ちしますので、その後発言をお願いいたします。議事録を公開するため総会は録音させていただきます。簡単ですが説明は以上です。

局長 それでは総会規則第4条により会長にこの後の議事進行をお願いします。

議長 それでは議案第4号大野市農業委員会専門委員会委員の互選についてを上程いたします。なお審議に入る前に事務局から専門委員会の役割などについての説明をおねがいします。

事務局 はい。大野市農業委員会専門委員会設置規定規程に基づきまして、農政委員会及び農地委員会の2つの専門委員会を設置することになっています。構成委員は会長、会長職務代理者を除く委員でどちらかに所属していただくことになっています。各委員会の委員は15人以内としてこれを互選するものです。両専門委員会の所掌事務は簡単に申し上げますと、農地委員会は耕作放棄地や違反転用などの協議の場、農政委員会は農業の推進や担い手の育成、賃借料情報などについての協議の場となっております。説明は以上となります。

議長

はい、ありがとうございます。専門委員会の互選につきましてはあらかじめ事務局で割り振りした専門委員会構成案がございます。本日配布されました資料2をご覧ください。こちらの事務局案について不都合な点がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

それでは専門委員会委員の割り振りについてお諮りします。これで異義のある方は挙手をお願いします。

(異議なし)

議長

異義がないようですのでこのように決定させていただきます。委員の任期につきましては1年間となっておりますが関連で農業委員任期満了までの3年間各委員に務めていただくことになります。委員におかれましては今後3年間よろしくお願い致します。

続きまして議案第5号大野市農業委員会専門委員会の委員長及び副委員長の互選についてを上程いたします。事務局から互選方法などについて説明をお願いします。

局長

大野市農業委員会専門委員会設置規定第5条の規定により各専門委員会には委員長及び副委員長各1名をおき委員が互選することとなっております。以上でございます。

議長

はい。それではそれぞれの専門委員会毎に分かれて正副委員長を選任して頂くようお願いいたします。

(暫時休憩、委員長、副委員長互選の協議)

議長

はい。委員長副委員長が決まったようですので事務局の方から発表をお願いします。

局長

はい互選の結果、農政委員会委員長には20番前田光雄委員、副委員長に23番旭政一委員、農地委員会委員長には5番松井俊幸委員、副委員長には21番山田一輝委員が選任されました。

議長

ありがとうございます。皆さん拍手をもってご承認の方をお願いします。

続きまして議案第6号大野市農地等利用の最適化の推進に関する指針の策定について上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局から説明いたします。農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定によりまして、農地等の利用の最適化の推進についての指針というものを農業委員会が策定することとされております。事前にお送りしました資料の中の1ページ資料3の方をご覧ください。こちらにつきましては前委員さん旧農業委員会において審議したものを資料とさせていただきます。事前に送付しておりますので目的や1ページ目の方は説明を割愛させていただきます。具体的な目標についてご説明させていただきたいと思っております。2ページ目をご覧ください。この指針につきましては現在から6年後までの目標を皆さんで頑張っ達成していこうというものになりまして、まず2ページ目の中ほど第4具体的な目標推進方法及び評価方法とありますが、そのなかの遊休農地の発生防止解消について(1)遊休農地の解消目標というのをご説明させていただきます。現状は令和6年7月としておりまして管内の農地面積大野市の農地面積は畑も含めまして4,180ヘクタールとなっております。今のところ遊休農地として事務局の方で把握している面積が2.45ヘクタールです。全体から割合を出しますと0.06%となっております。6年後の目標につきましてもなるべく増やしたくないという事で、現在の数字をそのまま維持できるようにという気持ちも含めまして同じ数字にさせていただいております。なかなか現状のまま行くというのは難しいかと思っておりますが、農地パトロールなど日々の見守り活動で少しでも遊休の

地が増えないように活動していけたらなと思っております。次3ページ目の2. 担い手への農地利用の集積集約化について(1)担い手への農地利用集積目標の方をご覧ください。こちら現状が令和6年7月となっております。現在の担い手の方認定農業者とか集落への組織基本構想到達者など、担い手と呼ばれる方に農地を預けている方担い手の方が耕作している面積は現在3,170ヘクタールとなっております。集積率は75.8%となっております。令和5年度末の全国の集積率を申し上げますと60.4%ということで全国の平均からすると大野市は集積がすごく進んでいるという事になっております。国県そして大野市もですけれども集積率の目標を80%としておりまして一応令和15年に国は80%をめざすというように言っておりますけれども大野市は少し進んでいるという事で6年後くらいには80%に行くのではないかということで6年度の目標を80%とさせていただきます。次4ページ目をご覧ください。こちら中ほどに3. 新規参入の促進について(1)新規参入の促進目標ということで記載させていただきました。現状は令和6年7月は新規参入者は6人となっております。この表の下に※で備考を書かせていただいているんですけども現状の数というのは青年等就農計画の認定期間中の方の数です。今後の目標につきましては6プラス認定を受けた方がいらっしゃたら足していくという事で3年後の目標は9人6年後の目標は12人とさせていただきたいなと思っております。高齢化によりましてどんどん農業者の数は減っているんですけども、ここ数年大野市内で新しく新規参入という事で農業に従事する若い方、そして市外からも大野に来られて農業を始める方が少しずつ増えている印象です。今後も引き続きそういう情報がありましたら皆様にお知らせしますし、皆様から農業をやりたい人がいるというような情報がありましたら事務局までご連絡いただいで、大野市でそういう方を増やしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。簡単ですが指針の説明は以上となります。

議長

ただいま説明がありましたこの案につきまして質問等ございましたら発言をお願いしたいと思います。

ないようですので大野市農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてお諮りをしたいと思います。異議のある方は挙手をおねがいます。

(異議なし)

異議がないようですのでこのように決定いたします。

次に協議事項大野市農業委員の担当地域割りについてを上程いたします。事務局より地域割の方法などについて説明をお願いします。

事務局

本日お配りしました資料4をご覧ください。農地パトロールや各種申請に対しての現地確認業務など適正かつ円滑に行うため農業委員会及び最適化推進委員が日常的に活動する担当地区を設定しております。これはあくまで案ですけれども、担当地域を中心に活動していただきたいなと思っております。あらかじめ事務局で作成しました地区割の案がございます。こちらお名前の横一番右の方に担当地域集落名を書かせていただいておりますのでよろしくお願い致します。

議長

この資料はあくまで案でありますので不都合の点がございましたら発言の方をお願いしたいと思います。ご確認していただけたか。それでは地域割りについてお諮りをしたいと思います。ご異議のある方は挙手をお願いしたいと思います。

(異議なし)

異議がないようですのでこのように決定させていただきたいと思います。

各委員におかれましては今後担当地域の農地農業経営などの現状を十分把握され農業農村の振興活性化に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして協議事項大野市農業委員会委員の市関係組織への推薦についてを上程いたします。こちらの方もあらかじめ事務局で作成した割り当て案があるということですので事務局からの説明をお願い致します。

事務局

事前にお送りしました資料の6ページ目資料5の方をご覧ください。市関係組織への委員推薦一覧案となっているものです。今回の委員改正に伴いまして、大野市関係の組織委員として各組織より委員の推薦を依頼されております。選出された委員につきましては、令和9年6月の任期満了まで担当をお願いしたいと思っております。事務局案は右側に記載してあるとおりでございます、すでに会長と職務代理、各委員会の委員長などはあて職になってしまいます。No.1の越前おおの農林楽舎ですけれども大野市独自の大野型農業の推進役、そして農家の下支え役として独立した一般財団法人です。選出区分は農業委員としていますが、業務執行を決定する法人の理事就任となるため事務局案は会長としております。No.2越前おおの型食・農業・農村ビジョン推進委員会ですけれども大野市の進むべき農業について審議することとなっています。先方の規約等によりまして選出区分は農業委員となっております。大野市の農業の方針そういうものを審査するということで事務局案としては会長職務代理者としております。つぎ、3-1の大野市農業再生協議会ですけれども農業再生協議会は全国の都道府県および市町村に設置されておりますが、主に米政策、担い手育成、農地の保全等を業務としております。こちらは先方の協議会の規約によりまして農業委員会会長とさせていただきます。3-2大野市農業再生協議会の生産振興部会ですけれども、主に経営所得安定対策を取り扱っております。こちらは先方の会議の規約等によりまして選出区分は農業委員となっているんですが農政委員会の内容と通じるところがありますので農政委員長を事務局案としております。3-3大野市農業再生協議会農地利用部会ですけれども、国の補助金を活用して耕作放棄地を解消したりそういう支援を行っております。先方の会議の規約などによりまして選出委員は農業委員となっておりますが、農地委員会の業務と通じるところがありますので農地委員長を事務局案としております。3-4大野市農業再生協議会の担い手育成部会ですけれども、こちらも国の補助を活用して担い手への機械補助などの支援を行っております。こちらにつきましては会長職務代理者を事務局案としております。No.4の大野市農業経営改善計画認定審査会ですけれども、認定農業者になろうとする方の農業経営改善計画の審査会となります。先方の会議の規約等によりまして選出区分は農業委員となっておりますが、認定農業者の審査という重要な業務でありますので農政委員長、農地委員長を事務局案としております。No.5の大野市青年等就農計画認定審査会ですけれども、こちらは新たに農業を始められる方が育成する青年等就農計画の審査会になります。農政委員会の業務に関係することになりますので、農政委員長を事務局案としております。No.6の大野市人農地プラン検討会ですけれども、現在人農地プランを土台としました地域計画というものを策定する必要があり作業に入っている所です。その地域計画面案について検討会で意見を求めることになっております。選出区分は農業委員会が推薦する方となっておりますが、国がさだめる人農地プランの事業要綱でその会議が女性の割合が3割を超える様にしななければならないという定めがありまして、女性委員さんをお願いしたいと思っております。No.7の大野市中山間地域活性化推進協議会ですけれどもこちらは先方の協議会の規約によりまして、農業委員会委員からの選出となっております。主に中山間地域等直接支払い制度に関する審議が業務となっておりますので、事務局案としましては中山間地域に居住の方をお願いしたいと思っております。No.8の大野市都市計画審議会の委員ですけれども、農業に関する学識経験者として大野市農業委員会委員の推薦を希望しています。No.9の大野市景観協議会ですけれども、大野市全域の景観に関しての審議を行います。先方の会議の規約等により選出区分は農業委員となっております。役員の方を中心に事務局案ということで役を割り振らせ

ていただきましたが、大野市都市計画審議会と景観協議会の委員につきましてはNo.1から7までの事務局の割り振り案に該当されていない農業委員の方で決めていただけたらと思っております。事務局の説明は以上となります。

議長

以上事務局の説明に不都合な点がございましたら挙手をおねがいします。

No.1からNo.5については事務局案のとおりあて職としてNo.6については女性委員で決めていただきたいと思います。No.7については中山間地域の居住の選任の間で決めていただきたいと思います。

(暫時休憩、協議)

議長

決まりましたようですので会議を再開させていただきます。事務局から選任の結果をお願い致します。

局長

No.6大野市人農地プラン検討会は6番上田てるみ委員、No.7大野市中山間地域活性化推進協議会は31番加藤和徳委員となりました。

議長

それぞれ上田てるみ委員、加藤和徳委員を推薦することになりましたのでよろしく願います。

農業委員の中でNo.1から7までの委員でなっていない方でNo.8の大野市都市計画審議会とNo.9大野市景観協議会の選任をお願いしたいと思います。

(暫時休憩、協議)

議長

決まりましたようですので会議を再開したいと思います。事務局から選任の結果をお願い致します。

局長

No.8の大野市都市計画審議会は8番の帰山康幸委員、No.9の大野市景観協議会は2番の三嶋香代子委員となりました。

No.1 越前おおの農林楽舎は南部会長

No.2 越前おおの型食・農業・農村ビジョン推進委員会は金子職務代理

No.3-1 大野市農業再生協議会は南部会長

3-2 大野市農業再生協議会生産振興部会は前田農政委員長

3-3 大野市農業再生協議会農地利用部会は松井農地委員長

3-4 大野市農業再生協議会担い手育成部会は金子職務代理

No.4 大野市農業経営改善計画認定審査会は前田農政委員長と松井農地委員長

No.5 大野市青年等就農計画認定審査会は前田農政委員長

No.6 大野市人農地プラン検討会は上田てるみ委員

No.7 大野市中山間地域活性化推進協議会は加藤和徳委員

No.8 大野市都市計画審議会は帰山康幸委員

No.9 大野市景観協議会は三嶋香代子委員

と選任することといたします。

議長

ありがとうございます。拍手をもってご承認の方をお願い致します。

それでは連絡事項に入りたいと思います。事務局からお願いします。

事務局

事前にお送りしております資料の7ページをご覧ください。右上の方に資料6と書いたものがございますのでそちらの方をご覧ください。こちらの資料については事前にお送りしておりましたので詳細な説明は割愛させていただきたいと思いますが、何点かお伝えしたいことがあるのでそこだけご説明したいと思います。まず資料6の1番その中の下から

2番目系統組織について書かれております。農業委員会の系統組織としましては全国農業会議所、福井県農業会議、そして大野市農業委員会というようなネットワーク組織でいろいろ活動することになっております。参考までに福井県農業会議の会長は大野市長であります石山市長が務めております。農業会議の業務としましては福井県内の市町農業委員会の要望などを取りまとめまして県選出の国会議員の方に要望を行ったり、知事への要望活動などされております。また農業会議が主催としていろいろな研修会を催して下さっていますので、またご案内させていただきたいと思っております。皆さんにいろいろご案内する中でかなりの確率で福井県農業会議という名前が出てくるかと思っておりますので、私たちと一緒に活動している組織というふうにご認識いただければと思います。次資料の4. 農業委員と農地利用最適化推進委員の主な業務というところですけれども、まだ法令業務という事で農地の権利等売買ですとか賃借権の設定そちらについては農業委員会の方で許可を出すこととなります。また農地転用、農地を農地以外のものにする際には許可が必要となりますが、許可権者は知事となります。農業委員会につきましてはその案件がいいか悪いかのような意見をつけまして県知事の方に通知することになっておりますので、総会でご審議をいただけたらと思っております。毎月25日くらいが総会となりますので担当地区先ほど担当地区割があったかと思うんですが、委員さん皆さんの担当地区内で案件が出てまいりましたら事務局の方からご連絡させていただきますので、一緒に現地確認を行っていただいたり後は総会当日委員の方からご説明させていただきたいと思っております。説明の案につきましては事務局の方で作成しまして議案と一緒に送りますので、そちらを活用いただければと思います。あと恒例業務としましては農地中間管理事業に係る農業地等利用促進計画というものを市が作成することになっておりますので、その貸し借りが問題ないかどうかという事もお判断いただくこととなります。次1ページめくっていただきまして8ページをご覧ください。(3) その他の中の一つ下に現況証明事務というものがございます。先ほど申し上げましたが農地法関係の農地の権利移動とかいうものが法律に明記されているんですけれども、こちらの現況証明事務というものはサービスでやっているようなところがあります。これは何かと申しますと、20年以上前から台帳地目は農地なんですけれども、20年以上前からすでに宅地または山林などですね農地ではないという使われ方をしている土地につきましては、通常は地目変更登記をしようと思えますと農業委員会または県知事の許可証が必要となります。ただ古く昔から農地ではなくなっているものにつきましては、この現況証明というものを農業委員会の会長名でお出ししまして、それをもって地目変更登記をしていただくというものになります。結構件数としましては1年間に数十件できますのでこちらについても担当地域で案件が出てきましたら現地確認等お願いしたいと思います。その横9ページに委員さん皆さんの報酬額の計算などについて書かせていただいております。またご覧になっていただきたいと思っております。その次のページ10ページは何回かお送りさせていただいておりますが年間の行事予定となっております。農業新聞につきましては後にまわしまして次農地パトロールについて西川の方から説明いたします。

事務局

農地パトロールについて説明させていただきます。日頃の農地の見守り活動については今後研修会の際にお配りさせていただきます農業委員活動記録簿の方にご記録いただくこととなります。その農地のパトロールといたしまして毎年5月から11月が大野市農業委員会での農地パトロールの期間となります。この間は委員の皆様それぞれの担当地区におきまして、農地の見守り活動ということでよろしくお願ひしたいと思います。これに加えまして、今年につきましては7月29日月曜日から8月2日の金曜日にかけて各地区ごとの農地パトロールというものを実施する予定でございます。7月29日月曜日が富田五箇地区、7月30日火曜日が小山上庄地区、7月31日水曜日が大野下庄乾側地区、8月1日木曜日が阪谷地区、8月2日金曜日が和泉地区ということでこちらの5日間午前中だけにはなるんですけども、農地のパトロールということでそれぞれの担当地区の皆さんそろって見に回りたいと思っておりますので、ご予約の方ご確認いただけたらと思っております。尚、

悪天候の場合には延期することとなります。最後に会長、農地委員長におかれましては会議終了後農地パトロールのことでご相談がありますので少々お時間いただきたいと思えます。続きまして親睦会につきましても説明させていただきます。同じ資料11ページの方をお開き下さい。右方に資料7という事で大野市農業委員会親睦会についてご説明させていただきます。こちら規約の方掲載させていただいております一部抜粋でご説明させていただきます。第2条本会は大野市農業委員及び農地利用最適化推進委員をもって組織いたします。とびまして第4条前条の目的を達成するため次の事項を行う。イ. 委員の親睦に関する事、ロ. 委員相互の慶弔または見舞金等に関する事、ハ. その他必要と認めることこちら詳細につきましてもこちら11ページの下の方に区分と事項と金品等ということで詳細お示ししております。そして第6条の2 贈呈金品につきましては一切返礼を行わないものとなっております。第7条本会の経費につきましては会費またはその他の収入をもってこれに当てるとなっております。会費は1人につき年額4千円とし、納付のタイミングですけれども報酬のお支払いを3か月毎とさせていただいております。親睦会費も同じ月に年額の4分の1ずついただくこととなります。今後9月12月3月6月のそれぞれ20日前後に報酬がご指定の口座へ振り込みされることとなります。その月の総会時に会費のお願いをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また金額につきましても親睦会費年額4千円ということで規約の方に記載ございますが、こちらの他に旅行懇親会費というものをお願いしております。今年ですと日帰りの視察研修がございますのと来年になりますと1泊2日の視察研修も実施予定でございます。また随時懇親会を開催いたしますのでそういった費用に充てさせていただくものになります。こちら年間で4万円となります。合わせて年44,000円を4分の1ずつ11,000円を報酬のお支払い月にお支払いしますのでよろしくお願い致します。親睦会費についてのご説明は以上となります。

事務局

では全国農業新聞についてご説明させていただきます。新規の委員の皆さんの机には一番下に緑色の全国農業新聞の申込書を置かせていただいているんですが、これについて説明いたします。先ほど説明がありました福井県農業会議の大元の全国農業会議所が発行している、主に農地農政とか各地の農業委員会の活動など農業について幅広く取り上げられている機関誌でございます。月4回毎週金曜日に週1で発行されているものとなっております。地域振興はもとより認定農業者農業年金加入者受給者などの経営や生活に役立つ新聞となっております。農業会議は農業情報の広報のため普及促進活動に努めておまして、農業会議いわく全国農業新聞は農業委員会に関する法律第6条第2項第5号に規定する農業及び農民に関する情報提供の中核を担っているとして農業新聞の普及部数を組織活動のバロメーターとして扱っております。普及の対象としては認定農業者、集落営農組織地域農業の担い手の皆様、農業法人構成員、農業者年金加入者、受給者に加えて、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんなどを対象とされています。前述のとおり農政や各地の農業委員会の活動など農業に関する幅広い情報が載っているため、皆さんにも購読または、周りの農家の皆さんにも普及活動の促進の協力をお願いしたいと思っておりますので、購読の申し込みの方に記載して頂きたいと思えます。農業委員の期間が満了した後も購読を続けていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。書き方なんですけど、開いていただきまして左側が記入例、右側が申し込み書となっておりますので、太枠の中を基本的に書いていただければ農業委員会事務局の方に提出していただければ農業会議の方へお送りいたします。購読の開始月は最速ですと8月からとなっております。申し込み締め切りが7月の20日までであれば8月分から間に合いますのでその日までに事務局の方へ持ってきていただければありがたいです。不明点等あれば事務局の方へ来ていただければご説明いたしますのでよろしくお願い致します。新聞のサンプルなんですけど私の手元に大量にございますので、興味のある方言っていただければ差し上げますのでお願いします。

議長

それではその他の連絡事項をいくつかお願いします。

事務局

(連絡事項)

議長

はいありがとうございました。長時間に渡り皆様ありがとうございます。今日皆様方のご協力により本日予定しました議案の審議をすべて終えることができました。以上を持ちまして第799回大野市農業委員会総会を閉会をしたいと思います。